

栄地区歓楽街の夜間パトロールを実施！！

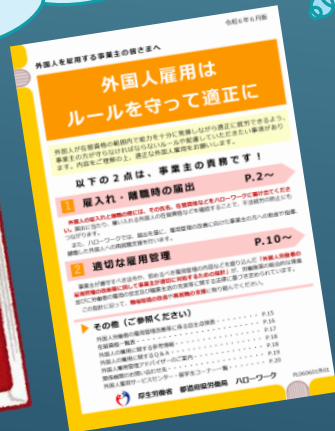


令和6年6月17日に名古屋の栄地区を愛知県警察、名古屋出入国在留管理局と合同で不法就労・不法滞在防止に向けた指導啓発活動を実施しました。

外国人を雇用する際は・・・

ルールを守りましょう！

RULE BOOK



いざ出陣！！



愛知労働局・愛知県警察・名古屋出入国在留管理局で事業場に対してパトロールしている様子です。



出入国在留管理局



不法就労・不法滞在防止!!



6月は「外国人雇用啓発月間」
 ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
 ~外国人雇用はルールを守って適正に~

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）・労働基準監督署をはじめ、政府全体で毎月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にかかわる次の事項について、事業主はじめ国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

◆ 外国人を雇用する際の注意事項

- ◆ 外国人の就労については、「出入国管理及び難民認定法」(いわゆる「入管法」といいます。)により、「永住者」、「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「特定技能」など一定の在留資格（在留カード等）を保持しなければならないこと。
- ◆ 在留期間を経過して就労する場合は、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の力で資格外活動許可を受けずに就労した場合は不法就労となります。
- ◆ 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法、労働保険（労災保険・雇用保険）をはじめとする労働関連法令や、社会保険（厚生年金・健康保険）が適用されます。
- ◆ 不法就労者を雇用したと告げあつせられた者、また、裏切者として雇用している者は、「入管法」により厳しい処罰を受けかねております。

また、厚生労働省では、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の皆様が遵守すべき法令や求められるべき雇用管理の内容を、法律に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」を策定しています。

事業主の皆様は、この指針に基づき、外国人の方々が在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるように、外国人労働者の雇用管理、職場環境の改善や再就労の支援に取り組んでください。

※指針は厚生労働省ホームページに掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/e/earth/index.html#my-work-japan>
 トップページ > マニュアル > 雇用・労働 > 外国人雇用指針